

不動産投資信託証券等における流動資産等の取扱いの見直しについて

2016年9月23日
株式会社東京証券取引所

I 趣旨

不動産投資信託証券等について、運用資産の多様化等を踏まえ、上場審査基準及び上場廃止基準における未収消費税の取扱いを見直すこととします。

II 改正概要

不動産投資信託証券、インフラファンド及びベンチャーファンドに関する上場審査基準及び上場廃止基準に関し、投資法人の計算に関する規則第37条第3項第1号リとして計上される流動資産のうち、「未収消費税」について、有価証券上場規程第1201条第19号に規定する「流動資産等」として取り扱うこととします。

(備 考)

・有価証券上場規程第1201条第19号

III 実施時期（予定）

2016年11月を目途に実施します。

以 上